

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年岩手県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届書等の様式及び経由)</p> <p>第2条 法により知事に提出する<u>届書</u>、報告書等は、<u>様式第1号から様式第9号まで</u>によらなければならない。</p>	<p>(届等の様式及び経由)</p> <p>第2条 <u>次の各号に掲げる法の規定</u>により知事に提出する届、報告書等は、<u>当該各号に定める様式</u>によらなければならない。</p> <p>(1) <u>法第36条第1項</u>（同条第4項において準用する場合を含む。）<u>別に定める様式による残余麻薬届</u></p> <p>(2) <u>法第36条第3項</u>（同条第4項において準用する場合を含む。）<u>別に定める様式による麻薬譲渡届</u></p> <p>(3) <u>法第46条第1項</u> <u>別に定める様式による麻薬卸売業者半期報告書</u></p> <p>(4) <u>法第47条</u> <u>別に定める様式による麻薬受払報告書</u></p> <p>(5) <u>法第58条の2第1項</u> <u>麻薬中毒者診断届（様式第1号）</u></p> <p>(6) <u>法第58条の3</u> <u>麻薬中毒者等通報書（ア）（様式第2号）</u></p> <p>(7) <u>法第58条の5</u> <u>麻薬中毒者等通報書（イ）（様式第3号）</u></p> <p>(8) <u>法第58条の8第2項</u>（法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）<u>措置入院期間継続（延長）通知書（様式第4号）</u></p> <p>(9) <u>法第58条の12第1項</u> <u>措置入院者症状等意見書（様式第5号）</u></p>
<p>2 [略]</p> <p>(費用徴収額の減免申請)</p> <p>第6条 前条第3項の規定により費用徴収額の減免を受けようとする者は、入院費用負担額減免申請書<u>（様式第10号）</u>を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>(費用徴収額の減免申請)</p> <p>第6条 前条第3項の規定により費用徴収額の減免を受けようとする者は、<u>別に定める様式による入院費用負担額減免申請書</u>を知事に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第4号までを削る。

改正前	改正後
<p>様式第5号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏 名 ㊟</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏 名</p>

<p>[略]</p> <p>様式第6号</p> <p>[略]</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号 (第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>矯正施設の長 氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号 (第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>当該施設の管理者 氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号 (第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>病院長 氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第2号 (第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>氏 名</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号 (第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>矯正施設の長 氏 名</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号 (第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>当該施設の管理者 氏 名</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号 (第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>病院長 氏 名</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第10号を削る。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則に定める様式及び別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届等について適用し、同日前に提出した届等については、なお従前の例による。